選挙関係様式の押印義務の見直し［概要］

1　お知らせ

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令は、令和2年総務省令第132号をもって、令和2年12月28日付けで交付され、令和3年1月1日から施行されました。

　　その概要は次のとおりです。

　(1)　立候補の届出等の行政機関に対して行う届出・申請等に係る様式について、押印欄を削除

　(2)　押印欄を削除した様式の一部で、届出・申請の際に本人確認書類の提示等を行う旨の備考を追記

2　要点

　従　前・・・提出書類の真正性を確認するため、一律に書面への記名押印を求めていました。

　改正後・・・本人確認や委任状の提示等によって提出書類の真正性を確認することを可能とし、書類

の提出者が自らにとって最も簡便な方法を選択して提出できるようにしています。

具体例

　＜本人確認を省略できる場合＞

(1)　提出書類の名義人本人の選択により、その書類に署名または記名押印がされている。

　　 (この場合、提出者の本人確認や委任状の提示は不要)

＜本人確認が必要な場合＞

　(2)　提出書類に署名や押印をせず、提出するとき。

　　ア　名義人本人が提出する場合・・・本人確認資料の提示または提出

　　イ　代理人が提出する場合・・・委任状の提出および当該代理人の本人確認資料の提示または提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　(委任状の様式は別紙を参考としてください。)

参考

　＜本人確認資料＞

□ 個人番号カード　　□ 運転免許証・運転経歴証明書　　□ 住民票の写し　　□ 戸籍謄本・抄本　　　□ 旅券　　□ その他、官公署が発行した免許証や許可証、資格証明書等

＜書類を訂正する方法＞

従　前・・・訂正した経過を記録する趣旨で、訂正印を求めていました。

　改正後・・・従来どおりの押印に加え、名義人または代理人本人の署名によることを可能とします。

　　①　名義人本人が訂正する場合・・・署名または押印

　　②　代理人が訂正する場合・・・Ａ　名義人本人の印鑑による押印

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ　代理人の署名または押印　※委任関係が確認できる場合

　＜選挙関係物資の受領印＞

①　候補者本人が受領する場合・・・署名または押印

　　②　代理人が受領する場合・・・Ａ　候補者本人の印鑑による押印

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ　代理人の署名または押印　※委任関係が確認できる場合